新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和３年１月 13 日）（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

変　更　案	現　　行
序文 （略） 　こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年１月８日から令和３年２月７日までの 31 日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。 　<u>その後、令和３年１月 13 日に改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、同日、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年１月 14 日から令和３年２月７日までの 25 日間で</u>	**序文** （略） 　こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年１月８日から令和３年２月７日までの 31 日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。

ある。 （略） **一　新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実** 　我が国においては、令和２年１月 15 日に最初の感染者が確認された後、令和３年１月 11日までに、合計 290,175 人の感染者、4,093人の死亡者が確認されている。 （略） 　こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年１月８日から令和３年２月７日までの 31 日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。 　その後、令和３年１月 13 日に改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、同日、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都	（略） **一　新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実** 　我が国においては、令和２年１月 15 日に最初の感染者が確認された後、令和３年１月５日までに、合計 250,343 人の感染者、3,718人の死亡者が確認されている。 （略） 　こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年１月８日から令和３年２月７日までの 31 日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年１月 14 日から令和３年２月７日までの 25 日間である。 （略）	（略）